

平成30年12月28日
独立行政法人農畜産業振興機構

平成30年度の肉豚経営安定交付金制度（豚マルキン）における事業
対象頭数の上限に係る理事長が別に定める係数について

肉豚経営安定交付金交付要綱（平成30年12月21日付け30農畜機第
5241号）第4の2の（2）の規定に基づく平成30年度の事業対象頭数の
上限に係る理事長が定める係数を100分の100と定めたので公表します。